



# 鳥取県公報

平成 25 年 5 月 17 日 (金)  
第 8 4 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類の一部改正 (422) (税務課) . . . . . 2
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (423) (子ども発達支援課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (424) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (425) (教育委員会事務局人権教育課) . . . . . 4
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (5) . . . . . 4
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (6) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 5
◇ 雑 報	河川法による工作物の除却及び保管 (河川課) . . . . . 15

# 告 示

**鳥取県告示第422号**

平成20年鳥取県告示第448号（鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類について）の一部を次のように改正する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(表面)	(表面)
狩 獵 税 納 付 書	狩 獵 税 納 付 書
年 月 日	年 月 日
<div style="text-align: center;"> <u>部</u>県税事務所長 様                      下記のとおり納付します。                      住 所                      氏 名                 </div>	<div style="text-align: center;"> <u>部</u>総合事務所長 様                      下記のとおり納付します。                      住 所                      氏 名                 </div>
略	略
略	略
※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。	※鳥取県収入証紙は、裏面の枠内に貼付してください。
(裏面)	(裏面)
鳥取県収入証紙貼付欄	鳥取県収入証紙 <u>ち</u> ょう付欄
略	略

附 則

この告示は、平成25年 5 月 17 日から施行する。

**鳥取県告示第423号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜三丁目158	平成25年 4 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス

〃	〃	スマイルセンタ ー倉吉	東伯郡北栄町江 北88	〃	〃
特定非営利活動 法人このゆびと ーまれ	鳥取市千代水一 丁目37	特定非営利活動 法人このゆびと ーまれ	鳥取市千代水一 丁目37	〃	〃
株式会社ウェル ベェン	鳥取市卯垣四丁 目222	デイサービス家 族	鳥取市雲山612	〃	〃
特定非営利活動 法人さくらんぼ	鳥取市高住28ー 1	さくらんぼ	鳥取市高住28ー 1	〃	〃
特定非営利活動 法人たんぼぼ	八頭郡八頭町井 古35	たんぼぼ	八頭郡八頭町井 古35	〃	〃
社会福祉法人鳥 取市社会福祉協 議会	鳥取市富安二丁 目104ー2	障害児デイサー ビスセンターさ わやか	鳥取市富安二丁 目96	〃	〃
特定非営利活動 法人いちばん星	鳥取市江津271 ー2	いちばん星	鳥取市江津271 ー2	〃	放課後等デイサービ ス
社会福祉法人も みの木福祉会	米子市 富 益 町 4660	支援センターの ぞみ	米子市夜見町 3001ー1	〃	〃
社会福祉法人れ しーぶ	八頭郡八頭町宮 谷240ー15	児童デイサービ スこはる	八頭郡八頭町船 岡348ー1	〃	〃
鳥取市	鳥取市尚徳町 116	若草学園	鳥取市湖山町西 一丁目516	〃	児童発達支援
米子市	米子市加茂町一 丁目1	あかしや	米子市夜見町 330ー3	〃	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁 目220	鳥取県立皆成学 園	倉吉市みどり町 3564ー1	〃	〃
〃	〃	鳥取県立総合療 育センター	米子市上福原七 丁目13ー3	〃	医療型児童発達支援
〃	〃	鳥取県立鳥取療 育園	鳥取市江津260	〃	児童発達支援、医療 型児童発達支援
〃	〃	鳥取県立中部療 育園	倉吉市南昭和町 15	〃	児童発達支援、医療 型児童発達支援、放 課後等デイサービス

## 鳥取県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月17日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

社会福祉法人れ しーぶ	訪問入浴介護事 業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成25年 5 月 9 日	平成25年 6 月 10日	訪問入浴介護
----------------	-------------------	--------------------	------------------	------------------	--------

**鳥取県告示第425号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委託の相手

中央債権回収株式会社

## 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620063、3620142、3620174、3630121、3630222、3630228、4010030、4010048、4030064、4010076、4010109、4010185、4050198、4010193、4020053、4020063、4020069、4060064、4020151、4020155、4100094、4020159、4020188、4020191、4050030、4030178、4030063、4030073、4030087、4030100、4030169、4040128、4040182、4040229、4050040、4080098、4070065、4050164、4050192、4050211、4080193、4100191、4050249、4060097、4060101、4060113、4090095、4100130、4060138、4060157、4080150、4110028、4060163、4080161、4070077、4070186、4070190、4100162、4070207、4100173、4070240、4110173、4070253、4070266、4110911、4080078、4090143、4090144、4090153、4090187、4100156、4130034、4100212、4100228、4100236、4110127、4110203、4120048、4120097、4120123、4120193、4120204、4130078、4130228）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号4141048、4141114、4141120、4141122、4151038、4151146、4151203、4151210、4151220、4151346、4161038、4151373、4151408、4161042、4171340、4161101、4161224、4161238、4171644、4201046、4161325、4161378、4161402、4171009、4171095、4171119、4171193、4171279、4171315、4171374、4171396、4171447、4171453、4181622、4171521、4171559、4171602、4171614、4171635、4181036、4181279、4181394、4181583、4191483、4181628、4181658、4191025、4191105、4191145、4191246、4191636、4201366、4201370、4201681、4201703、4211417、4231580）

## 3 委託期間

平成25年 4 月 3 日から平成26年 2 月 28 日まで

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成25年 6 月 1 日から 同月30日まで

2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成25年 6 月 1 日から 同月30日まで
-------------------------------------	----	----------------------------

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 6 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

#### 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

#### 2 指示期間

平成25年 6 月 1 日から平成26年 5 月 31 日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校（東部地区）教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式

- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 借入期間

平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月 31 日まで

- (4) 納入期限

平成25年 8 月 30 日（金）

納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

- (5) 納入場所

入札説明書による。

- (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書

に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず又は調達物品が課税物品であるか非課税物品であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成25年5月27日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成25年5月17日から同年7月3日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成25年5月17日から同年7月3日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ この公告に示した物品を所有し(平成25年5月17日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合には県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。

カ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年5月17日（金）から同年6月7日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年5月17日（金）から同年6月6日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月7日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年6月26日（水）午前11時から同年7月3日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成25年7月3日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成25年6月7日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) June 7, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 3, 2013 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 2, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校（中部地区）教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式

### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

### (4) 納入期限

平成25年 8 月30日（金）

納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年 1 月30日付発出第36号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成25年 5 月27日（月）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。

ウ 平成25年 5 月17日から同年 7 月 3 日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成25年 5 月17日から同年 7 月 3 日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ この公告に示した物品を所有し（平成25年 5 月17日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサー

ビスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合には県の求めがあつてから 2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

カ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年5月17日（金）から同年6月7日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年5月17日（金）から同年6月6日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月7日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年6月26日（水）午前11時から同年7月3日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並び

に日曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月 2 日 (火) 午後 5 時までとする。

イ 開札日時

平成 25 年 7 月 3 日 (水) 午後 1 時から午後 6 時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 25 年 6 月 7 日 (金) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) June 7, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 3, 2013 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 2, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校（西部地区）教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

## (4) 納入期限

平成25年8月30日（金）

納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満た

す者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成25年5月27日(月)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成25年5月17日から同年7月3日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成25年5月17日から同年7月3日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ この公告に示した物品を所有し(平成25年5月17日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合には県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。)であること。

カ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年5月17日（金）から同年6月7日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年5月17日（金）から同年6月6日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月7日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年6月26日（水）午前11時から同年7月3日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成25年7月3日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成25年6月7日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の

全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) June 7, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 3, 2013 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 2, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

---

## 雑 報

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月17日

国土交通省中国地方整備局長 戸 田 和 彦

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 小型船 白色 エンジンなし 1 隻
- (2) 小型船 白色 エンジンなし 1 隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所  
一級河川千代川水系千代川 鳥取市西品治地先
  - (1) 1(1)の工作物 河川水面
  - (2) 1(2)の工作物 河川水際
- 3 当該工作物を除却した日時
  - (1) 1(1)の工作物 平成25年4月24日 午前9時22分
  - (2) 1(2)の工作物 平成25年4月24日 午前9時39分
- 4 保管を開始した日時  
平成25年4月24日 午前10時45分
- 5 保管の期限  
平成25年10月24日
- 6 保管の場所  
鳥取市江津 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所 狐川排水機場内
- 7 費用負担  
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。
- 8 実施期間及び問合せ先  
国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所 占用調整課  
電話 0857-22-8435